の変更の届出

# 髙和果公報

						(火	催日・	金曜日)
	目	次						
規則								ページ
◎一般社団	法人及	び一般	財団法	しに関する	る法律	と 及て	が公益	
社団法人	及び公	益財団	法人の記	忍定等に	関する	5法律	車の旅	į.
行に伴う	関係法	律の整	備等に	員する法律	主のが	元行に	こ伴う	-
関係規則				9 / 2 12-11	<12 ·			1
告示			- //-/ 14		,	•	• • •	
◎高知県墓	銀行地	要綱の	一部改工	F.	(食品	1 - 往	計生	
			,		課)			
					<12 ·	1 ‡	曷示〉	2
◎告示(唐	知県高	等学校	等奨学名	除特別会	,	•	• • •	
計に係る	歳入金	の督促	に係る情	腎促状の				
様式の定	(め) の	一部改	正		(管	財	課)	2
○新たに生	じた土	地の届	出		(市町	丁村払	長興	
					課)			2
○新たな字	区域画	i定の届	出		(	IJ	)	2
○字の区域	及び名	称の変	更の届と	Ц	(	IJ	)	2
◎告示(推	<b>造児童</b>	の保護	者等負担	旦金の納				
入通知書	及び督	促状の	様式の気	官め及び				
告示の廃	重止) の	一部改	正		(=	ども	課)	3
◎告示(髙	知県母	:子寡婦	福祉資金	<b>è</b> 特別会				
計に係る	歳入金	の督促	に関する	る督促状				
の様式の	定め及	び告示	の廃止)	の一部				
改正					(	"	)	3
◎告示(髙	知県母	:子寡婦	福祉資金	论特別会				
計に係る	歳入金	の納入	に関する	る納入通				
知書の様	式の定	め及び	告示の層	隆止)の				
一部改正	Ē				(	"	)	3
○生活保護	法及び	中国残	留邦人等	等の円滑				
な帰国の	促進及	び永住	帰国後の	り自立の				
支援に関	する法	律によ	る施術機	幾関の指				
定					(福祉	上指導	算課)	3
◎高知県立								
者の主た	:る事務	所の所	在地の変	変更の届				
出					(環境	き共生	上課)	3
◎高知県立								
の指定管	理者の	主たる	事務所の	り所在地				

(森林政策課)

○漁船損害等補償法による同	音成立	(油当	<b>を管理</b>	里課)	3
○漁船損害等補償法による付		(	 	)	4
○国土調査の成果の認証	1 1/14/2/1/11/11/19/4	(HI+	 也対領	( ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	4
					-
○道路の区域変更 (2件)		(道	路	課)	4
○道路の供用開始		(	IJ	)	4
公 告					
○土地改良区の役員の就退任	<u>.</u>	(農業	<b>美基</b> 组	と課)	4
○換地処分の公告		(	"	)	4
○開発行為に関する工事の気	三了	(都下	片計画	画課)	5
高知県教育長訓令					
◎教育長の権限に属する事務	ら決裁規程の一つ	一部を	と改工	Eする	
訓令		<12 ·	1 排	曷示〉	5
高知県公安委員会告示					
○警備員指導教育責任者講習	の実施				7
○警備員等に係る検定合格者	「審査の実施				8
監査公表					
○監査の結果に関する報告に	_基づく措置網	結果			8
規	則				
	- 1 1ヶ田十つく	+: A+T	スプドル	くみれ口	日沙士: 1

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を ここに公布する。

平成20年12月1日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県規則第97号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規 則の整備に関する規則

(高知県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、 介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関す る規則の一部改正)

第1条 高知県指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則(平成12年高知県規則第81号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注2及び別記第1号様式の2注2中「社団法人、財団法人」を「公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般社団法人、一般財団法人」に改める。

(高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則の一部 改正)

第2条 高知県指定市町村事務受託法人の指定等に関する規則 (平成19年高知県規則第94号)の一部を次のように改正する。 別記第1号様式注2中「社団法人、財団法人」を「公益社団 法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人」に改め る。

(高知県障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第3条 高知県障害者自立支援法施行細則(平成18年高知県規則 第111号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式注2中「社団法人、財団法人」を「公益社団 法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人」に改め る。

(高知県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正)

第4条 高知県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(平成3年高知県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定による公益法人」を「墓地等の経営を主たる目的として設立された公益財団法人」に、「「公益法人」」を「「公益財団法人」」に、「「公益法人等」」を「「公益財団法人等」」に改め、同項第1号中「公益法人等の定款、寄附行為」を「公益財団法人等の定款」に、「次号において」を「以下」に改める。

第5条第2項中「同項第5号」を「、同項第5号」に、「公 益法人等」を「公益財団法人等」に改める。

第6条第2項第3号中「公益法人等」を「公益財団法人等」に改める。

第7条第2号中「公益法人等」を「公益財団法人等」に改め、同項第3号中「出資」を「地方公共団体からの基本財産の全部又は一部の拠出」に、「公益法人」を「公益財団法人」に改める。

第8条第1項第4号中「第39条」を「第39条第1項」に改める。

(高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第5条 高知県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年高知県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「就職」を「就任」に改め、同条第1項中「第40条第1項において準用する民法(明治29年法律第89号)第77条第2項」を「第31条の8」に、「就職」を「就任」に改める。

第14条第1項中「第40条第1項において準用する民法第83 条」を「第32条の3」に改める。

別記第4号様式備考3中「において準用する民法第51条第1項の設立の時」を削る。

別記第8号様式中

「清 算 人 就 職 届 出 書」 を

「清 算 人 就 任 届 出 書」 に、「就職した」を「就任した」に、「第40条第1項において 準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。 別記第10号様式中「第40条第1項において準用する民法第83 条」を「第32条の3」に改める。

(高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則 (平成13年高知県規則第153号)の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。

(高知県契約規則の一部改正)

第7条 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)の一部を 次のように改正する。

第39条中「資本金、基本金その他これらに」を「基本財産その他これに」に、「出資している民法(明治29年法律第89号) 第34条の法人」を「拠出している一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の高知県墓地、埋葬等に関する法律施行細則第4条第4項に規定する公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。)を含むものとする。
- 3 第6条の規定による改正後の高知県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則第10条第2号に掲げる公益社団法人又は公益財団法人には、整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたものを除く。)を含むものとする。

告 示

#### 高知県告示第710号

高知県墓地対策要綱 (平成3年3月高知県告示第99号) の一部 を次のように改正する。 平成20年12月1日(掲示済)

高知県知事 尾﨑 正直

第2条第2号中「公益法人等」を「公益財団法人等」に改める

第3条第2号中「公益法人で、かつ」を「公益財団法人で」に、「出資」を「地方公共団体からの基本財産の全部若しくは一部の拠出」に、「公益法人として」を「墓地等の経営を主たる目的として設立された公益財団法人として」に改める。

第5条第2項中「公益法人」を「公益財団法人」に改める。 別表第1中



#### 附貝

この告示は、平成20年12月1日から施行する。

#### 高知県告示第722号

平成19年11月高知県告示第737号(高知県高等学校等奨学金特別会計に係る歳入金の督促に係る督促状の様式の定め)の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

様式裏面中「みずほ銀行の」を「みずほ銀行及びりそな銀行の」に改める。

#### 高知県告示第723号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、四万十市長から次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

新たに生じた土地の場所	面	積
四万十市間崎字イチナイタニ1481の4及び1481の8並びに字テンマ1483の1、1483の3から1483の7まで、1485の3、1485の4、1485の6、1485の8、1486の2、1488の2、1488の4及び1488の5の地先	2,308.77	3平方メー

#### 高知県告示第724号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定によ

り、四万十市長から次のとおり新たに生じた土地の区域を同市の 新たな字の区域に定めたことについて届出があった。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

新たに生じた土地の場所	面	積	字の名称
四万十市間崎字イチナイタ ニ1481の4及び1481の8並 びに字テンマ1483の1、 1483の3から1483の7ま で、1485の3、1485の4、 1485の6、1485の8、1486 の2、1488の2、1488の4 及び1488の5の地先	2,308.7	3平方メ	間崎字テンマ

#### 高知県告示第725号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、中土佐町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について 届出があった。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

字の区域及び名称の変更

	変	更前	変	更 後
大字	字	地番区域	大字	字
上ノ加江	石橋	99501、99601、997 01、100502、10060 1、1007		マガタ
		2079、2080のイ、2080の ロ、2081から2083まで、 2083の2、2084、2085の 1、2087から2091まで		
		2054の1の一部、2062の 1の一部、2063の一部、 2064の1、2065の1		
	横田	2074、2074の3、2075の 1 の一部、2075の4、 2075の7の一部、2075の 8、2075の9、2075の		

C)

足

10

	11、2075の12	
シブキタ	1078から1080まで、 1085、1086、1088、1090 から1094まで、1095の 1、1095の2、1095の ロ、1079、1080に隣接す る水路である国有地の全 部	柿谷
丁落合	1123の 1	
地蔵堂 前	1990の1から1990の10ま で、1991、1992、1993の 1、1993の2	馬木川渕
地蔵堂	1994の1、1994の2、 1995の1、1995の2、 1996、1997の1、1997の 2、1998から2000まで、 2001の1、2001の2、 2002の1から2002の4まで、2003の1、2003の2、2004の1、2004の2、2005から2010まで、 2011の1、2011の2、 2012、2013の1、2013の2、2014の1、2014の2、2015の1、2015の2、2014の1、2015の2、2016、2017、2018の1、2018の2、	
松ノ本	2019から2022まで、2023 の1から2023の3まで、 2024、2025、2026の1、 2026の2	
イリス ミノ丸	2050の1、2050の2、 2051の1、2051の2、 2052の1、2052のロ、 2052の3、2052の4、 2053、2054の1の一部、 2062の1の一部、2063の 一部	

横田	2068から2071まで、2075	
	の1の一部、2075の2、	
	2075の6、2075の7の一	
	部、2075の10、2076	

備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する水路及 び道路である町有地の全部を含むものとする。

> 2 上記地番は、平成20年7月22日現在の登記簿によ る。

#### 高知県告示第726号

平成4年4月高知県告示第214号の3(措置児童の保護者等負担金の納入通知書及び督促状の様式の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書及び督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 納入通知書の様式裏面及び2 督促状の様式裏面中「みずほ銀行の」を「みずほ銀行及びりそな銀行の」に改める。

#### 高知県告示第727号

平成6年4月高知県告示第217号(高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の督促に関する督促状の様式の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた督促状の様式は、残品の限度で使用することができる。平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 貸付金元金の督促状の様式裏面及び2 貸付金利子の督促 状の様式裏面中「みずほ銀行の」を「みずほ銀行及びりそな銀行 の」に改める。

#### 高知県告示第728号

平成6年4月高知県告示第218号(高知県母子寡婦福祉資金特別会計に係る歳入金の納入に関する納入通知書の様式の定め及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。ただし、同告示により定められた納入通知書の様式は、残品の限度で使用することができる。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 貸付金元金の納入通知書の様式裏面、2 貸付金利子の納 入通知書の様式裏面及び3 手書き用の納入通知書の様式裏面中 「みずほ銀行の」を「みずほ銀行及びりそな銀行の」に改める。

#### 高知県告示第729号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法

第49条の規定による施術機関として、次のとおり指定した。 平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

施術者氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
木下 裕勝	ももの木接骨院	安芸郡奈半利町乙 4843-2	平成20年10 月23日

#### 高知県告示第730号

高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例(昭和55年高知県条例第11号)第13条第2項の規定により高知県立月見山こどもの森の指定管理者から主たる事務所の所在地について変更の届出があったので、同条例第17条第2号の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 施設の名称

高知県立月見山こどもの森

- 2 指定管理者として指定した団体の名称 情報交流館ネットワーク
- 3 変更前及び変更後の主たる事務所の所在地 (変更前) 香美市土佐山田町大平387番地 (変更後) 香美市土佐山田町大平80番地
- 4 変更年月日

平成20年9月20日

#### 高知県告示第731号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例(平成11年高知 県条例第6号)第19条第2項の規定により高知県立森林研修セン ター情報交流館の指定管理者から主たる事務所の所在地について 変更の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により次の とおり告示する。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 施設の名称

高知県立森林研修センター情報交流館

- 2 指定管理者として指定した団体の名称 情報交流館ネットワーク
- 3 変更前及び変更後の主たる事務所の所在地 (変更前) 香美市土佐山田町大平387番地

(変更後) 香美市土佐山田町大平80番地

4 変更年月日

平成20年9月20日

#### 高知県告示第732号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項

~

の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112 条の2第3項の規定により告示する。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

栄喜加入区

#### 高知県告示第733号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成16年12月高知県告示第722号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年12月11日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

栄喜加入区

#### 高知県告示第734号

長岡郡大豊町和田及び幡多郡大月町頭集の各一部地区における 地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条 第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査を行った者の名称
- (1) 大豊町
- (2) 大月町
- 2 調査を行った地域及び時期
- (1) 長岡郡大豊町和田の一部 平成18年度及び平成19年度
- (2) 幡多郡大月町頭集の一部 平成18年度及び平成19年度
- 3 成果の名称
- (1) 大豊町地籍図及び地籍簿
- (2) 大月町地籍図及び地籍簿
- 4 認証年月日

平成20年12月12日

#### 高知県告示第735号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名安田東洋

#### 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡安田町 岩原542番1か 安芸郡安田町 六蔵526番6ま	から 瀬切字	前	4.8	845
安芸郡安田町 赤岩418番59か 安芸郡安田町 六蔵526番23	対ら瀬切字	後	13. 2	845

#### 高知県告示第736号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名繁藤西町
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
川字大:	香美市土佐山田町東 川字大ガマノ上へ 1948番1から	前	4. 0	140
1	佐山田町東 ガマノ上へ まで	後	11. 0	140

#### 高知県告示第737号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年12月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

1 道路の種類 県道

- 2 路線名繁藤西町
- 3 道路の区域

供用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市士 ガマノ上 香美市士 ガマノ上	:へ19 :佐山	48番 田町	1カ	<sup>、ら</sup>  字大	140	平成20年12月12 日

# 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市一宮前岡土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

役名	氏	名	,	住	所	
(退任)						
理事	下司	史郎	高知	市一宮南町一丁	目 5 - 3	
"	宮田	正郎	"	一宮西町四丁	目12−14	
"	西森	延壽	"	一宮中町一丁	□ 3 -73	
"	松原	定子	"	薊野中町	17 - 24	
"	岩﨑	正吉	"	前里	95	
監事	西川	雅文	"	薊野東町	18 - 15	
"	岡﨑	壽惠	"	薊野中町	24 - 16	
(就任)						
理事	下司	史郎	高知	市一宮南町一丁	目 5 - 3	
"	宮田	正郎	"	一宮西町四丁	目12−14	
"	西森	延壽	"	一宮中町一丁	□ 3 -73	
"	山本	一夫	"	"	3 - 71	
"	松原	定子	"	薊野中町	17 - 24	
"	岩﨑	正吉	"	前里	81	
監事	山﨑	吉城	"	一宮中町一丁	1 1 - 3	
"	岡﨑	壽惠	"	薊野中町	24 - 16	

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業に係る上ノ加江地区(大川内換地区)の換地処分を平成20年11月20日に行ったので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成20年12月12日

	18 60 3	₩	T +
高知	県知事	尾﨑	正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成20年12月12日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成20年9月12日 20高西土第644号	土佐市高岡町字岡ノ 下乙2745番1ほか	高知市稲荷町11番 45号 有限会社サンシャ イン旭 代表取締 役 川崎 博道

# 教育長訓令

# 高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関 教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次 のように定める。

平成20年12月1日(掲示済)

高知県教育長 中澤 卓史

# 教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程(昭和46年3月高知県教育 長訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(1)の項、2の(2)の項及び2の(3)の項中「教育政策課長」を削り、同表の6の項中「指導監督」を「指導監督及び許認可等」に改め、同表の6の(1)の項を次のように改める。

			_			
(1)	ア	(ア) 公			法務課	県政運
公益	行	益認定			長	営上重
法人	政	及び公				要なも
に関	庁	益認定				のにつ
する	が	の取消				いて
2	行	l				は、副
と。	う					知事及
	事					び総務
	務					部 長
						(保育

			所営法係のっは康部含にす保をす人るにて福導(福福導をう下じにすをす人るにて、福長む合る育経るにもつは祉課健祉祉課ぃ。同。合る経るにもあて健祉を。議。所営法係のい、指長康部指長い以同)議。
(イ) 変 更の認 定	0	法務課 長	保をす人るにて福導にす所営法係のい、指長議。
(ウ) 合	0	法務課	"

併によ る地位 の承継 の認可				長	
(工益にるの及入並措告措令公人す告収立査に勧び命		0		法務課長	n
(オ) 移認び並当定認取 の及可に認びのし	0			法務課長	11
(カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ)		0		法務課 長	II
(キ) 移 行に対 は 対 措 告 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者		0		法務課 長	II

LC

	び算残産分認 (ク知益等会の) 県認審会の 場認審会の	0		"	びの員任の可本の等吸併の可本の等吸併の対談選法を基産分び合約認					例等すと (カ)出受行へ見等		0		
	<ul><li>警</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>お</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li><li>ま</li></ul>				手承清人散清了出理に及余のの、算解び結届受び散残産分可ののが解び財処許				(9)の項。 項とし、「 6の(7)。 (8)の項。 同表の60 6の(6)0 し、同表の	6の(10)の項を同ま 中「(8)」を「(9) 司表の6の(8)の項 の項中「(6)」を とし、同表の6の(6) の(5)の項中「(4) の項とし、同表の6 の(3)の項を同 を同表の6の(3)の に加える。 ア 監督上必要 な命令	」に改め、 を同表の 「(7)」に る)の項を「 」を「(5 の(4)の」 表の6の	、同の(9) 6の(9) この表のの 同の に同い に同い で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	同表の6 の項を同 の(7)の め、同 の6の(5 にとし、同	の(10)の 、同表の 表の6の 項と同表を でもし、 を である。 表の6の である。
イ田主務官庁が行う事務	(ア) 特法 (ア) 例法対監 対監 を 会 会	0	総務福利課長	をす人るにて福導にす営法係のい、指長議。	<ul><li>(ウ)</li><li>(イ)の</li><li>らあなの</li><li>(エ)例民人務</li><li>び財況の</li><li>状況の</li></ul>	0	総務福利課長	II .	信託関ること。	イ 信託の変更 の信託のの信託の所令の信託の所令の信託の所令の信託の 可、割規言の所述の 新の計分別では が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	0			
	(イ) 特 例 法 会 供 定 変 更 及	0	総務福利課長	II	検査 (オ) 特 例民法 法人か らの定	0				任、信託財産 管理命令、保 存行為等の範 囲を超える行 為の許可、信 託財産管理者				

9

及び信託財産のびは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人のでは、人ので	つ を 毛 里 筆 を こしこ			
ウ イのうち 易なもの	¥.	0		
エ 信託事務及び信託財産の 状況の検査	1	0		
オ 定例報告等 に関すること。	*	0		

# 附則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

# 公 安 委 員 会 告 示

#### 高知県公安委員会告示第25号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。

平成20年12月12日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
- (1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号業務」という。)

(2) 種別

ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条第1項に規定する警備員指

導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」という。)

イ 講習規則第6条第1項の講習(以下「追加取得講習」という。)

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

平成21年2月12日(木)から同月19日(木)まで(日曜 日及び十曜日を除く。)の6日間

イ 追加取得講習

平成21年2月17日 (火) から同月19日までの3日間

(4) 実施場所

高知市朝倉戊375番地1 ふくし交流プラザ

2 受講者定員

受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
- (1) 新規取得講習

受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とす ス

- ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の 検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5 号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定 する1級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以 下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に 係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいず れかに該当するものとする。

- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
- (1) 受講希望の事前申込方法
- ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号 LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。
- イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシ ミリ (ファクシミリ番号088-871-4760) により行う。
- ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間

ア 平成21年1月19日 (月) 及び20日 (火) の午前9時から 午後4時までの間とする。

- イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファ クシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
- ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
- イ 受講予定者に確定した受講希望者には、平成21年1月21日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
- ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。
- 5 受講申込手続

受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込手続を行うこと。

(1) 受講申込書等の提出期間

平成21年1月26日(月)から同月28日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

なお、提出期間内に受講申込手続を行わなかった場合 は、受講予定者に確定していることを無効とする。

(2) 受講申込書等の提出先

高知県内に住所を有する者にあっては住所地を管轄する 警察署とし、高知県外に住所を有する者にあっては高知県 内の最寄りの警察署とする。

(3) 提出書類

ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様 式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込 ~

手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)をはり付けたもの) 1 通

- イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
- (ア) 3の(1)のアに該当する者にあっては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
- (イ) 3の(1)のイに該当する者にあっては、1級検定 に係る合格証明書の写し。
- (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあっては、2級検定 に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (エ) 3の(1)のエに該当する者にあっては、旧1級検 定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下 「合格証」という。)の写し
- (オ) 3の(1)のオに該当する者にあっては、旧2級検 定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあっては、交付 を受けている資格者証等の写し 1通
- 工 受講申込確認書 1 诵
- (4) 提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては38,000円、追加取得講習にあっては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

- 8 講習に関する問い合わせ先
- (1) 高知県警備業協会 (電話番号088-824-3404)
- (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電 話番号088-826-0110内線3023、3024)又は県内の各警察署 警備業担当係

#### 高知県公安委員会告示第26号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)附則第7条第1項の規定による検定合格者審査(以下「審査」という。)を次のとおり実施する。

平成20年12月12日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 審査の区分、実施日及び開始時間並びに実施場所
- (1) 審査の区分

検定規則附則第6条各号に掲げる審査の区分のうち、すべての警備業務に係る1級及び2級の審査

(2) 審査の実施日及び開始時間

平成21年2月27日(金)午前9時30分

(3) 審査の実施場所

高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部

- 2 審査の実施予定人員
  - 50人
- 3 審查対象者

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に 関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第2 項の規定により行われた1級の検定及び同項の規定により行われた2級の検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の 交付を受けている者であって、高知県内に住所地(現に警備員 である場合は、その属する営業所の所在地を含む。)を有する もの又は高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有 するものとする。

4 審査方法

1級及び2級の審査とも、学科試験及び実技試験とし、合格 基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。 ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を 行わない。

- (1) 学科試験
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措 置に関すること。
- (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置 に関すること。

5 審査申請手続

審査を受けようとする者は、次により審査申請の手続を行うこと。ただし、審査の実施予定人員に達した時点で申込みを締め切る。

(1) 審査申請の受付期間

平成21年1月26日(月)から同年2月13日(金)まで (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時 30分から午後5時までの間とする。

(2) 審査申請書等の提出先

ア 審査を受けようとする者の住所地を管轄する警察署

- イ 現に警備員である者で、高知県内に住所地を有しない ものにあっては、その属する営業所の所在地を管轄する 警察署
- ウ 高知県公安委員会から交付された旧検定合格証を保有 する者で、高知県内に住所地及びその属する営業所のい ずれも有しないものにあっては、旧検定合格証の交付を 受けた警察署
- (3) 提出書類等
- ア 審査申請書 1通
- イ 高知県以外の公安委員会から交付された旧検定合格証 を保有する者で、高知県内に住所地又はその属する営業 所を有するものにあっては、当該住所地を疎明する書面 又は当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 写真(審査申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚
- エ 審査申請に係る旧検定合格証の写し 1通
- (4) 郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
- 6 審查申請手数料

審査を受けようとする者は、審査申請手数料として、4,700円の額に相当する高知県収入証紙を審査申請時に納付すること。

なお、納付された審査申請手数料は、返還しない。

7 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、旧検定 合格証を持参すること。

8 審査に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027) 又は県内の各警察署警備業担当係

# 

#### 監查公表第19号

平成20年12月12日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

20高行管第319号 平成20年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について

平成20年10月3日付け20高監報第8号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び厳重注意とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 特別指摘及び厳重注意とされた機関

危機管理課

(監査日: 平成20年8月1日)

(1) 特別指摘とされた事項

#### ア 事実認定

- (ア) 平成19年度高知県庁本庁総合防災情報システム用発 電機室防潮板設置他工事
  - a 契約書中、第1条「総則」から第6条「下請契約の 報告」までの条項が欠落したまま契約を締結してい た。

このため、契約書第3条に規定されている請負代金 内訳書が提出されていなかった。

- b 契約書第8条の規定では、監督職員を置いたとき は、その氏名を請負業者に通知しなければならないと 規定されているにもかかわらず、通知をしていなかっ た。
- (イ) 平成20年度高知県防災行政無線システム保守業務委 託契約及び平成20年度高知県震度情報ネットワークシス テム保守業務委託契約

契約書では、「委託期間は、契約締結の日から平成21 年3月31日までとする。」と規定されているにもかかわらず、契約締結日が記載されていなかった。

このため、契約期間が不明な契約書となっていた。

#### イ 特別指摘事項

上記は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号) 第36条第1項に規定する「契約書の記載事項」等に違反す る極めて不適正な事務処理である。

#### ウ 措置状況

契約事務全般についての担当者の理解不足や決裁時の確認不足などが原因としてあげられ、平成20年度も公共事業等の契約事務を執行中であることから、適正な事務処理に向けた取組みを行っています。

取組みとしては、部内職員を対象とした土木部建設管理 課契約事務担当者による契約事務研修を実施しました。ま た、契約事務執行確認表の作成とそれに基づくチェックの 実施、経理担当者等への合議など、複数による書類審査を 実施することにしました。

#### (2) 厳重注意とされた事項

#### ア 事実認定

平成19年7月分の電気工事士免状手数料に関する収入調

定書(証紙)、証紙振替要求確認書及び申請書関係の書類を紛失していた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、高知県公文書規程第3条第2項の規定に反する 極めて不適切な事務処理である。

#### ウ 措置状況

所属における公文書の適正な管理ができていなかったことが原因であることから、管理方法の改善を図りました。 決裁上の書類の管理として、紛失防止、個人情報の管理 面から、新たに用意した専用箱により決裁を行い、決裁後 は、チーフに書類を返し、チーフは管理簿との突合及び讯

速な決裁処理の確認を行うことにしました。 書類の保管管理は、当該年度分を一時的にファイル管理 後、年度末に一括編纂をしていましたが、紛失の無いよう に、毎月ごとに重ねて編纂することにしました。また、 3ヶ月に1回は、担当者作成の受付簿とチーフ保管の決裁 整理簿の突合を行い、保管状況を確認することにしまし

2 特別指摘とされた機関

#### 税務課

(監査日:平成20年8月22日)

(1) 事実認定

平成6年の地方税法(昭和25年法律第226号)の改正によって、宅地評価がされている土地に対する不動産取得税については、課税標準額を2分の1減額する特例措置が設けられている。

この特例措置の適用の判断に際し、土地の単位面積当たりの評価額が一定以下のものは宅地評価でないとする判断基準を適用したケースの中に、一部宅地評価されたものが含まれていたことや、登記上の地目や利用形態から判断を誤ったため、過去5年間で過徴収金が49件3,921,400円発生している。

#### (2) 特別指摘事項

上記は、地方税法附則第11条の5の規定に基づいた適正な 事務処理がなされなかったために生じたものであり、還付加 算金を支出せざるを得なくなったことは重大である。

#### (3) 措置状況

今後は、単位面積当たりの価格を基準として宅地評価の有無を判断する手法を撤廃し、課税のために行う調査により得られる客観的資料から、宅地評価の有無が判断できないものは、市町村に宅地評価の有無を確認して判断します。

また、複数職員による相互チェックの徹底など、チェック 体制の見直しにより、厳格な取扱いを行い誤りのないように していきます。

#### 消防政策課

(監査日:平成20年8月1日)

(1) 事実認定

契約事務全般にわたり、下記のとおり極めてずさんな事務 処理が見られた。

ア 平成19年度消防防災へリコプター用部品修繕業務契約 契約書第3条第2項では、請負者は修繕代金が判明次 第見積書を県に提出しなければならないとされ、また、 同条第3項で、見積書を受理したときは、その内容を審 査し、修理代金を確定するものと規定されている。

しかしながら、見積書を平成20年2月4日に受け付けているにもかかわらず、平成20年1月24日に検査を行い、検査調書を作成していた。

イ 平成20年度危険物取扱者保安講習委託契約

契約書の契約履行期間が平成21年8月31日までとなっていた。また、契約書に契約締結日が記載されていなかった。

- ウ 平成20年度消防設備士講習委託契約 契約書に、契約締結日の記載がなかった。
- エ 平成20年度航空気象情報提供業務契約 契約書に添付している仕様書において、情報提供期間 を平成20年4月1日から平成20年3月31日までとしてい
- オ 平成20年度危険物取扱者及び消防整備士免状作成等委 新契約

平成20年3月12日に施行伺の起案をしているが、見積 書及び委任状の日付が2月18日となっていた。

#### (2) 特別指摘事項

上記アは、高知県契約規則第52条による「検査職員の一般 的職務」を怠り、契約書に基づく適正な履行が確保されない 不適正な事務処理である。

上記イ及びウは、高知県契約規則第36条第1項に規定する「契約書の記載事項」に反する不適正な事務処理である。

上記エ及びオは、事務処理に当たって、基本的なチェック 機能が働いていなかったことの証左であり、誤りは重大であ る。

#### (3) 措置状況

消防防災へリコプターの運航管理や整備発注などを行う消防防災航空隊(南国市)と、その事務処理を行う消防政策課が離れていることから、業務の分担と連携を図り事務処理を行ってきましたが、今回はその連携が十分でなかったことによるものであり、今後は、契約期間、契約執行状況、見積書の提出状況などを確認するための「管理簿」を作成し、これを両者で共有して進行管理を行うことにしました。

契約書の記載誤りや記載漏れは、担当者の不注意によるものであり、会計事務研修への参加や職場研修を通じて担当者の事務処理能力の向上を図るとともに、複数による書類審査の実施によりチェック体制の強化に努めます。

6

指摘のあった見積書及び委任状の日付は会計指導課に確認 したうえで事務処理を行ったものでしたが、今後は2月議会 終了日以降に見積書等を受領するよう改めることにしまし た

#### 海岸課

(監査日:平成20年8月27日)

(1) 件名

平成19年度高知県漁港関係事業補助金(穴内漁港海岸保全施設)

# (2) 事実認定

補助事業者(安芸市)から平成19年4月2日付け及び平成19年11月15日付けで交付申請書が提出されているにもかかわらず、交付決定日が事業完了後の平成20年3月28日となっていた。

このうちの1件については、変更交付申請書が平成19年11 月15日付けで提出されていることからすれば、当然に交付決 定の遅延を認識できたはずであるにもかかわらず、これを放 置し、結果として当初の交付決定及び変更交付決定日とも平 成20年3月28日となっていた。

#### (3) 特別指摘事項

上記は、高知県補助金交付規則(昭和43年高知県規則第7号)に定める補助金事務の基本的な手続を無視した極めて不適正な事務処理である。

また、不適正な事務処理の原因が、事務の怠慢によるものであり極めて重大である。

#### (4) 措置状況

県の工務部門と総務部門及び県と補助事業者である市の間で再三の機会がありながら相互確認がなされていなかったもので、同一事業にもかかわらず国庫補助事務と県補助事務の処理部門が工務と総務に分かれ、事業の進行管理が一元化されていなかったことが原因です。

今後は、補助事業の申請窓口を工務部門に一本化し進行管理を一元化するとともに、一連の申請手続きのチェックリストを作成し工務部門と総務部門の相互確認を徹底し、併せて、補助事業者ともチェックリストによる確認を行い、適正な補助金事務の執行管理を行うことにしました。

#### 3 厳重注意とされた機関

統計課 (監査日: 平成20年8月1日)

#### (1) 件名

平成19年度商業統計調查電算処理業務委託契約

#### (2) 事実認定

平成20年3月31日付けの検査調書によれば、平成19年11月20日に成果品の一部が納品され、同日付けで検査をしたと記載されている。その際、履行及び検査の日付を平成19年11月29日と記載していたものを手書きで11月20日に訂正している。

一方、年度末に委託先から提出された業務完了報告書には、平成19年11月29日に納入したと記載されており、検査調書と業務完了報告書の日付が矛盾している。

また、検査をした場合は、速やかに検査調書を作成して決 裁後に引渡しを受けるべきところを、年度末に残りの成果品 と合わせて検査調書を作成し、決裁を受けていた。

#### (3) 厳重注意事項

上記は、適正な検査が行われていなかったのみならず、検 査結果について、決裁を受けることなく成果品を受領し、使 用している。これは、高知県契約規則に規定する基本的な検 査の在り方を理解していない不適正な事務処理である。

#### (4) 措置状況

高知県契約規則及び契約書に定める検査等の手続きへの理解不足から生じた誤りです。

今後は、検査手続きを含む適正な契約事務の執行について 職員に周知を図るとともに、同じ誤りを繰り返さないよう チェックリストを作成し、一連の契約事務における各段階で のチェックを徹底し、適正な事務の執行に務めます。

# 健康づくり課 (監査日:平成20年7月30日)

#### (1) 事実認定

平成19年度高知県お口さわやか・こころとからだに栄養事業委託業務において、会計事務に係る重要書類である支出命令書及び請求書等を紛失していた。

# (2) 厳重注意事項

上記は、高知県公文書規程第3条第2項に反する極めて不 適正な事務処理である。

#### (3) 措置状況

当該書類については、委託契約に関する会計関係書類と一連で綴っていた業務委託評価書を取り扱っていた際、誤って紛失したものと思われます。

これは、書類管理の不徹底と不注意によるものであるため、管理職員を含めた全ての職員が会計関係書類の重要性を再認識するとともに、高知県会計規則や高知県公文書規程について確認し、書類の整理や保管について厳正な取扱いを行うよう指導徹底しました。

# 高齢者福祉課

(監査日: 平成20年8月5日)

(1) 平成19年度介護保険指定事業者等管理システム改修業務 委託契約

#### ア 事実認定

第7条の「秘密の保持」から第16条の「特許権等の使用」までの条項が欠落した契約書により、契約を締結していた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、高知県契約規則第36条第1項に規定する「契約書の記載事項」に反する極めて不適正な事務処理である。

#### ウ 措置状況

決裁後、契約書を作成する際に十分な確認を怠ったため、条項が欠落したまま契約を締結したものです。

今後、このようなことがないよう、契約締結時等の再確認を実施するよう職員に対して周知徹底することにより適正な事務の執行について徹底を図りました。

(2) 平成19年度地域包括支援センター職員研修事業委託契約 ア 事実認定

平成17年度及び平成18年度の監査において同様の事例を 指摘していたにもかかわらず、平成19年度においても職員 研修の相手方から受託通知を受理した後に、経費支出伺を 作成していた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)等の関係法令の規定に反している。さらに、監査で注意を受けているにもかかわらず、その後においても同様の不適正な事務処理が行われており、事務の改善が図られていたとは認め難い。

#### ウ 措置状況

平成17・18年度監査で12月及び1月に受講した研修の支 出負担行為決議書の作成を3月もしくは4月に行ってお り、会計事務処理上適切ではないとの指摘を受けました。

平成19年度当初予算は負担金で予算化していましたが、 支出費目を負担金から委託料に変更し、単価契約で委託契 約を行い、研修終了後、実績に基づき支出負担行為決議書 兼支出命令書で処理することで改善を図りました。

しかし、受講の申し込み後に、相手方からの研修受託通知と見積書をもとに経費支出伺を作成し、委託契約を締結していたことから、今回の指摘を受けました。

監査の指摘内容のみにとらわれすぎ、事務処理全体を改めて見直しできなかったことは反省すべき点であり、今後はこのようなことのないよう、職員に対し改めて会計規則に則った適正な事務の執行について周知徹底を図りました

(3) 平成20年度高知県認知症介護実践者等養成事業委託契約 ア 事実認定

委託先から平成20年4月18日付けで承諾書が提出された 後、契約日を平成20年5月2日として契約書を送付してい た

しかし、委託先は、承諾書の日付から事業実施可能と判断して、平成20年4月22日から事業を開始していたため、新たに遡及条項を入れた契約書を再度作成していた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、県の承認なしに行った契約日以前の業務を委託 対象とするため、契約書に遡及条項を入れたものであり、 \_

適正を欠く事務処理である。

#### ウ 措置状況

委託先との意思疎通が十分に図られていなかったことに より、起こったものです。

今回の指摘を受け、委託先とは事前に事業スケジュール 等を十分協議し、円滑な実施に努めるよう職員に対して周 知し、改めて契約規則に則った適正な事務の執行について 徹底を図りました。

#### **障害保健福祉課**

(監査日: 平成20年8月5日)

(1) 平成19年度地域生活支援事業委託契約

#### ア 事実認定

事業実績報告書が提出されないまま、帳簿及び領収書等で事業完了検査を行っていた。

また、経費間の20パーセントを超える変更について、承認の手続がされていなかった。

#### イ 厳重注意事項

当該委託契約書では、事業完了検査は事業実績報告書の 提出を求め、これにより行うことになっている。また、経 費間の20パーセントを超える変更は、知事の承認が必要と されている。

上記の事務処理はこれらに反した取扱いであり、適正な 契約手続の確保及び契約事務の信頼性を損なわせる不適正 な事務処理である。

#### ウ 措置状況

契約事務に関する認識不足により起こった不適切な事務 処理ですので、このような事務処理に至った課題を共有す るとともに、会計事務の適正な執行について職員の勉強会 を行い、周知を図りました。

今後は、契約内容を十分理解するとともに、委託先との 連絡を徹底し、適正な事務処理を行います。

(2) 平成19年度高知県在宅サービス利用者支援事業費補助金 ア 事実認定

事務処理が遅延し、交付決定が平成19年9月になったことから、交付決定前の事業を補助対象にするため、補助対象期間を平成19年4月1日から平成20年3月31日までとしていた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、高知県補助金交付規則及び高知県補助金交付規則の運用について(昭和43年4月22日付け副知事通知)の第4条の規定に反する不適正な事務処理である。

#### ウ 措置状況

補助金事務に関する認識不足により、関係機関への通知 が遅延したことによる不適切な事務処理ですので、このよ うな事務処理に至った課題を共有するとともに、会計事務 の適正な執行について職員の勉強会を行い、周知を図りま した。

今後は、市町村との連絡を徹底し、事務処理が遅延しないようにするとともに、高知県補助金交付規則等を遵守し、適正な事務処理を行います。

(3) 平成19年度高知県障害児施設等入所者支援事業費補助金 ア 事実認定

補助事業者への交付申請書提出依頼が遅延し、交付決定が平成19年8月30日になったことから、交付決定前の事業を補助対象にするため、補助対象期間を平成19年4月1日から平成20年3月31日までとしていた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、高知県補助金交付規則及び高知県補助金交付規 則の運用についての第4条の規定に反する不適正な事務処 理である。

#### ウ 措置状況

補助金事務に関する認識不足により、関係機関への通知 が遅延したことによる不適切な事務処理ですので、このよ うな事務処理に至った課題を共有するとともに、会計事務 の適正な執行について職員の勉強会を行い、周知を図りま した。

今後は、市町村との連絡を徹底し、事務処理が遅延しないようにするとともに、高知県補助金交付規則等を遵守し、適正な事務処理を行います。

#### 食品・衛牛課

(監査日:平成20年8月1日)

#### (1) 件名

平成19年度食品衛生巡回指導等業務委託契約

#### (2) 事実認定

第5回食品衛生指導員研修支部大会について、委託対象となる指導員数の確認を誤り、委託料を2,310円過払いしていた。

# (3) 厳重注意事項

上記は、検査職員の確認行為が粗雑であったことに起因しており、契約事務の信頼性を損なう不適正な事務処理である。

#### (4) 措置状況

過払い金は、平成20年7月24日に返納処理を行いました。 今後は実績報告及び添付書類の見直しを行い、誤謬の発生 しにくいものとします。

また、検査職員の責務について、職員に周知徹底を図ると ともに、決裁時のチェックについても慎重に行い、再発防止 に努めます。

## 環境対策課 (監査日:平成20年8月6日)

(1) 平成20年度大気汚染監視自動測定器保守管理委託業務 ア 事実認定

事務処理の遅延により、平成20年5月1日付けの決裁と

なったため、同日付けで契約を締結し、契約書中に「この契約の効力は、平成20年4月1日に遡及するものとする。」という条項を入れて契約していた。

#### イ 厳重注意事項

契約その他の行為をしようとするときは、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第232条の3及び高知県会計規則 第43条により、支出負担行為決議書による決議をしなけれ ばならないと規定されている。

にもかかわらず、契約書面に遡及適用条項を記載し、契 約対象期間を遡及適用していることは、上記内容に抵触す る極めて不適切な事務処理である。

#### ウ 措置状況

単独随意契約であるため、4月1日の時点で見積書を徴収し委託業者を決定していれば、支出負担行為決議書の起案が新年度を過ぎても4月1日まで契約日を遡ることができるという、担当者の認識誤りから事務処理が遅延したものです。

今後は、このような不適切な事務処理が行われることが ないよう、職員の高知県会計規則への認識を高めるととも に、上司により事務処理の進行を十分チェックするなど、 適正な執行に努めます。

(2) 平成19年度高知県地域振興対策交付金

#### ア 事実認定

事業対象期間(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)後の平成20年4月に交付金変更交付申請書に基づく 増額の変更交付決定を行っていた。

#### イ 厳重注意事項

地方自治法、高知県会計規則等の関係法令の定めに反する極めて不適正な事務処理である。

#### ウ 措置状況

日高村への交付対象事業のうち、保育料助成事業の事業 費増が3月中旬に確定していたものの、日高村との連絡調 整が不十分であったため、増額の変更交付決定の事務が4 月になってしまったものです。

今後は、このような不適正な事務処理が行われることが ないよう、日高村と連絡を密にし交付額の最終的な確認を 行うとともに、地方自治法、高知県会計規則等の関係法令 を遵守し、適正な事務処理を行います。

# **商工政策課** (監査日:平成20年8月12日)

#### (1) 件名

平成19年度高知県中小企業経営資源強化対策事業費補助金

#### (2) 事実認定

平成19年4月13日に申請書を受理したものの、いったん返却したとしている。その後、申請書を再度受理し、5月29日に支出負担行為決議書の決裁(副知事)を受けている。

氉

しかし、会計指導課から交付要綱の不備を指摘され、支出 負担行為を取消している。その後、6月6日に交付要綱の一 部改正の決裁を受け、6月7日に対象事業者から補助金交付 申請書を再提出させていた。

このため、支出負担行為日が平成19年6月13日になり、補助事業実施期間を平成19年4月1日まで遡及していた。

#### (3) 厳重注意事項

上記は、事前準備の不備から補助団体に多大の迷惑をかけている。また、その経過の中で、当初の補助金交付申請書が 県に残っていないなど、事務処理に判然としない部分がある。

あわせて、支出負担行為決議の時期が高知県会計規則第43 条第6項の規定に抵触しているなど、極めて適正を欠く事務 処理である。

#### (4) 措置状況

高知県中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、改正の 必要に応じて補助金交付要綱の改正を行ってきました。

平成19年度は、要綱改正にあたり、平成18年度に国費事業から県単独事業に変更となったことなどにより、事業体系の変更等を含む大幅な改正を行いましたが、一部事務経費の扱いが整理されていなかったため、要綱の再変更を行う必要が生じ、支出負担行為決議の時期が高知県会計規則第43条第6項の規定に抵触するなど不適正な処理となったものです。

また、一連の事務処理の中で当初交付申請書を保存していないなどの問題もありました。

これらは、大幅な改正であったこともあり、内部チェックが不十分となったため、要綱の改正漏れが生じ、さらに要綱改正に手間取ったこと、また、所属として業務の進行管理や文書管理が不十分だったことによるものです。

そのため、課内の事務の取扱い責任者に課長補佐を位置づけ、課内すべての補助金について進行管理を徹底するとともに、適正な文書管理を行い、各決裁者が十分に内容確認を行ったうえで決裁をすることにしました。

また、四半期毎に課内全事業の進捗状況を複数で確認することとし、さらに、2月から6月までは、チーフ職以上が集まって進捗状況を確認することで、チェック機能を高めることにしました。

#### 環境農業推進課 (監査日:平成20年8月8日)

#### (1) 件名

平成19年度こうち農業ネットシステム群運用技術支援委託 契約

#### (2) 事実認定

委託期間が5か月間であるにもかかわらず、6か月間と 誤った積算資料を基に予定価格調書を作成し、見積合わせを 行っていた。 その後、誤りに気付き、上記事務処理を取消して改めて予 定価格調書を作成し、再度、見積合わせを行い、契約をして いた。

このため、契約の締結が遅れ、契約書に履行の始期を遡及させる条項を入れていた。

#### (3) 厳重注意事項

上記は、契約事務の信頼性を損なわせる重大な誤りである ばかりでなく、基本的なチェック機能が働いていなかったも のである。

また、遡及条項の適用は、契約時期を遡ることにもなり地 方自治法第232条の3及び高知県会計規則第43条に抵触する 不適正な事務処理である。

#### (4) 措置状況

平成19年度こうち農業ネットシステム群運用技術支援委託 契約において、見積合わせ終了後電算処理経費積算書の誤り に気づき、再度見積合わせを行いました。電算処理経費積算 書の誤りに気づくことが遅れたことや、農業情報の提供を中 断することができなかったため、契約の始期を遡及させる条 項を入れ契約を行いました。

これは、契約事務に余裕を持って取り組めば未然に防止できたことであり、指摘のとおり不適正な事務処理として強く反省しています。

今後、積算書類を含め関係書類の確認には細心の注意を払い、こういった事のないよう、会計事務の適正な執行に努めます。

#### 森づくり推進課

(監査日:平成20年8月13日)

#### (1) 件名

平成19年度県有財産有償貸付契約(四万十源流センター)

#### (2) 事実認定

貸付契約書第5条第1項では、貸付料年額が確定したときには遅滞なく借受人に通知すると規定している。また、同契約書第6条で納期限を平成19年8月31日と定め、同7条では借受人が納付期限までに支払わないときは、年14.5パーセントの延滞金を支払わなければならないと規定している。

しかしながら、貸付年額が平成19年5月には確定していた にもかかわらず、事務処理が著しく遅延し、平成20年3月3 日に通知していた。

#### (3) 厳重注意事項

民法 (明治29年法律第89号) 第412条によれば、借受人は、契約書に定める納期が到来したときから遅滞の責任を負うと規定されていることからすれば、当然、納期限までには借受人に貸付料年額を通知すべきである。

しかし、通知が著しく遅延したことは事務の怠慢と言わざるを得ない。また、同契約書第1条の信義誠実の義務にも反しており、重大である。

#### (4) 措置状況

今後は、貸付料年額が確定次第、借受人に通知します。 また、今後は、進行管理表などにより管理職等が管理する とともに、このようなことがないよう、職員に周知しまし た。

# 海洋政策課 (監査日:平成20年8月13日)

(1) 件名

平成19年度高知県1漁協構想基盤整備事業費補助金

#### (2) 事実認定

前年度の監査において、指令前着手届記載の着手日前の支 出に対して補助金を支出していたため厳重注意としていた が、平成19年度においても指令前着手届記載の着手日前の契 約事案に対して補助金を支出していた。 (2件)

#### (3) 厳重注意事項

上記は、高知県補助金交付規則第12条及び高知県補助金交付規則の運用についての第12の規定に抵触しており、不適正な事務処理である。

#### (4) 措置状況

昨年度の指摘を受け「高知県補助金交付規則」及び「高知 県補助金交付規則の運用について」を再確認したにもかかわ らず、本年度も指令前着手届に係る不適切な事務処理に関し 指摘を受けたことについて、深く反省しています。

今後は補助事業者と綿密な連携を図るとともに、研修への 参加等による事務能力の向上はもとより、内部チェック機能 を強化することで、より一層適正な事務処理に努めます。

#### 漁業管理課

(1) 件名

平成20年度漁業取締船用の軽油購入契約(単価契約)

#### (2) 事実認定

契約の相手方である高知県石油業協同組合が、3ブロックで地域別価格体系を設定していることからすれば、予定価格調書の作成に当たっては、ブロックごとの予定価格を定めることが一般的であると考えられる。

作成された予定価格調書では、AブロックとBCブロック に区分されているものの、1ブロックの予定価格しか記載さ れていなかった。

#### (3) 厳重注意事項

上記は、高知県契約規則第31条の3の規定に抵触しており、不適正な事務処理である。

#### (4) 措置状況

今回の監査結果を厳しく受け止め、今後はブロックごとの 予定価格を定めることとし、契約事務処理に当たっては高知 県契約規則等の関係法令を遵守した適正な事務処理に努めま す。

#### 水産振興課

(監査日:平成20年8月13日)

(監査日:平成20年8月13日)

#### (1) 平成20年度うなぎ種苗放流業務委託契約

#### ア 事実認定

委託に際し、実施設計書の積算を誤ったため予定価格を 1万円高く設定し、設計金額より高く契約していた。

#### イ 厳重注意事項

本件契約は随意契約であるが、高知県契約規則第31条の 3 で準用する第15条の規定では、予定価格は「仕様書、設 計書等によって予定し」とされており、設計金額の積算を 誤ったことは極めて重大である。

#### ウ 措置状況

今回の指摘を受け、「高知県契約規則」を再確認し、契 約事務に関する適正な執行を強く認識しました。

今後の事務契約の執行に当たっては、適正な事務処理に 努めます。

(2) 平成19年度高知県漁海況情報システム運用技術支援業務 (後期) 委託契約

#### ア 事実認定

委託期間が5か月間であるにもかかわらず、6か月間と 誤った積算資料を基に予定価格調書を作成し、見積合わせ をして支出負担行為決議書の決裁を行っていた。

その後、誤りに気付き、事務処理を取消して改めて予定 価格調書を作成し、再度、見積合わせを行い、契約をして

このため、契約の締結が遅れ、契約書に履行の始期を遡 及させる条項を入れていた。

#### イ 厳重注意事項

上記は、契約事務の信頼性を損なわせる重大な誤りであ るばかりでなく、基本的なチェック機能が働いていなかっ たことも重大である。

また、遡及条項を適用することは、契約時期を遡ること にもなり、地方自治法第232条の3及び高知県会計規則第 43条に抵触する極めて不適正な事務処理である。

#### ウ 措置状況

今回の指摘を受け、「高知県契約規則」、「地方自治 法|及び「高知県会計規則」を再確認し、契約事務に関す る適正な執行を強く認識しました。

今後の契約事務の執行に当たっては、適正な事務処理に 努めます。

#### 土木企画課 (監査日: 平成20年8月22日)

#### (1) 事実認定

臨時的任用職員の労働保険料について、平成20年5月分の 決裁済収入調定書(事後)を紛失していた。

#### (2) 厳重注意事項

上記は、高知県公文書規程第3条第2項の規定に反する不 適切な事務処理である。

#### (3) 措置状況

総務事務については、土木企画課、建設管理課、建設検査 課の3課を担当職員が兼務しています。今後は、事務遂行中 の書類及び決裁後の書類の置場を別々に構え、担当職員が不 在の場合でも、書類が混在しないよう整理を行い、公文書の 保管及び保存について適正な管理を行います。

#### (監査日: 平成20年8月27日) 都市計画課

#### (1) 事実認定

都市計画総括図を販売し、現金取扱員が現金を受領してい るが、このうち数件について、指定金融機関への払込みが遅 延していた。その中には、1か月も遅延していたものがあっ た。

#### (2) 厳重注意事項

上記は、高知県会計規則第35条第3項の規定に反する極め て不適正な事務処理である。また、遅延したことについて、 責任の所在が明らかになっていないことも重大である。

よって、現金出納簿への記載の在り方等、内部の連携体制 を見直し、適正に事務処理が行われるよう強く求める。

#### (3) 措置状況

現金取扱員が都市計画総括図を販売した際に、受領した現 金の出納員への引継ぎが遅延したことにより発生したことか ら、従来は販売した際に発行する現金取扱領収書を現金取扱 員が直接管理していましたが、これを出納員が管理し、現金 受領の際には速やかに出納員に引き継ぐように改めました。

今回の指摘を厳粛に受け止め、今後はこのようなことがな いよう適正な事務処理に努めます。

#### (監査日:平成20年8月27日) 港湾課

# (1) 件名

平成20年度県有財産有償貸付契約

#### (2) 事実認定

平成20年3月7日付け及び平成20年3月18日付けで、借受 人から申請があった県有の土地及び建物(高知市桟橋通六丁 目ほか) 2件の貸付契約(継続)は、貸付期間が平成20年4 月1日から平成21年3月31日までとなっている。

しかし、事務処理が遅延したため、平成20年7月10日に契 約を締結し、契約内容を同年4月1日に遡及する条項を入れ ていた。

#### (3) 厳重注意事項

上記は、契約内容の見直しについて、準備段階で事務が滞 り契約が著しく遅延したものであり、高知県財産規則(昭和 39年高知県規則第19号) 第34条第1項の規定に反する適正を 欠く事務処理である。

#### (4) 措置状況

当該財産については、平成20年度より高知県財産規則の例 外規定を適用して、不動産鑑定評価により貸付けをすること

の継続を求める申請が提出され、平成20年4月1日付の契約 を行うべく手続きを行っていましたが、この例外規定の適用 や貸付方法などをめぐって、関係課との調整に不測の時間を 要したため、契約の時期が遅れたものです。

今後、このような場合には、関係各課との早期の調整を行 い、事務の滞りがないように努めます。

> 20高教政第860号 平成20年11月10日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

#### 定期監査結果に対する措置について

平成20年10月3日付け20高監報第8号で報告のありました定期 監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治 法第199条第12項の規定により通知します。

# 生涯学習課

(監査日: 平成20年8月20日) (1) 事実認定

平成19年度こうち若者サポートステーション管理運営委託 契約において、事業実績報告書の様式の中に、事業内容とし て相談支援事業、職業意識啓発事業及びネットワーク事業等 と記載されていることからすれば、委託する業務内容を具体 的に明示した仕様書が必要な契約であるにもかかわらず、仕 様書を作成しないまま、施行伺及び契約締結伺を決裁してい

また、契約書第2条は、委託業務に関し、「こうち若者サ ポートステーションの事業実施に必要な事務所の管理運営経 費を委託するものとする。」と規定されており、意味不明の 内容であり、事業実績報告書の様式との整合性もとれていな かった。

#### (2) 厳重注意事項

委託内容を明示した仕様書がない委託契約は、委託した業 務の内容が分からないのみならず、委託業務完了後の完了検 査においても、事業実績報告書等のみでは、正常な検査とは ならない。

仕様書のない委託業務名のみの契約書は、高知県契約規則 の基本を理解していない極めて不適正な事務処理である。

#### (3) 原因又は理由

「地域若者サポートステーション事業」は、社会福祉法人 高知県社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」)が直接、 厚生労働省から委託を受けて実施している事業です。

ただし、施設設置に係る経費は、県内の状況を勘案した上 で地方自治体が負担することとされており、本県では、国の 委託事業を執行するための管理経費についてのみ県が負担す ることとして、この管理経費について県が社会福祉協議会と 委託契約を締結していました。

序成20年12月12日(金曜日)

従って、県としては具体的な業務内容を記載した仕様書を示すのではなく県が負担する委託経費についての内訳を示して契約を行うこととしたものです。

しかし、県が「こうち若者サポートステーション」の管理 経費を負担するためには、「こうち若者サポートステーション」の運営状況が適切であることを検査し確認する必要があることから、日常的な業務の打合せや毎月の利用状況等を記載した業務報告書等の提出を受けることとし、「こうち若者サポートステーション」の運営状況を把握してまいりました。

今回、当該委託内容と事業実績報告の様式との整合性がとれていないことと、業務仕様書を作成しないままでは、正常な検査が行われているかどうか書面上不明確である旨のご指摘を受けたものです。

# (4) 今後の対応

今後は、会計管理局と協議のうえ、平成20年度分からの県の委託に係る部分について仕様書を作成するとともに、報告書様式を改正し、高知県契約規則に則った適正な事務処理に努めます。

会計発第221号 平成20年10月24日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査結果に基づく措置について

平成20年10月3日付け20高監報第8号で報告のありました定期 監査の結果について「厳重注意」として指摘された件につきまし ては、次のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第12項 の規定により通知します。

記

# 警察本部

(監査日: 平成20年9月2日)

(1) 件名

平成20年度宿毛警察署庁舎耐震改修工事設計委託業務

(2) 事実認定

入札に際し、「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額から評定委員会評定手数料(200,000円)を差引いた金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札とする。」と通知していた。

しかしながら、誤って、落札者の入札書記載金額に5パーセントをそのまま加算した金額で契約を締結したため、契約金額が過大なものとなっていた。

#### (3) 厳重注意事項

上記は、高知県会計規則の施行について(平成4年3月10日付け出納長、総務部長依命通達)の第3支出の「1支出負担行為の決議(第43条関係)」の通達に反し、支出負担行為の決議をしようとするときに、契約金額の算定調査を怠った

ものであり、極めて不適正な事務処理である。

#### (4) 措置状況

ご指摘を受けた件については、担当所属において、平成20 年9月26日付けで減額の契約変更を行っております。

本件は、契約締結時における基本的な確認を怠った上、その後の決裁過程においてもチェック機能が不十分であったことに起因するものであり、今後はこのような不適正な事務処理を繰り返さないよう指導するとともに、十分なチェック体制を執るよう徹底させます。

4.